

8 租税特別措置法の改正

(1) 清酒等に係る酒税の税率の特例（4月1日から適用）

租税特別措置法第 87 条に規定されている清酒等に係る税率の特例については、適用期限が 5 年延長されるとともに、発泡酒及び合成清酒が対象酒類に追加されました。

(注) 発泡酒のうち麦芽比率 50%以上のもの、合成清酒のうち租税特別措置法第 87 条の 3 第 1 項の適用を受けるものは、この特例措置の対象となりません。

また、清酒及びしょうちゅうの軽減割合については、次表のとおり一部縮減することとされました。

【対象とされる酒類に係る軽減割合】

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
果実酒、発泡酒及び合成清酒	30%	30%	30%	30%	30%
しょうちゅう乙類	30%	30%	30%	30%	25%
清酒及びしょうちゅう甲類	30%	30%	30%	25%	25%

(2) ビールに係る酒税の税率の特例（4月1日から適用）

イ 制度の概要

平成 18 年 3 月 31 日までにビールの製造免許を受けた者（前年度におけるビールの課税移出数量が 1,300 キロリットル以下の者に限る。）の各年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）における課税移出数量のうち 200 キロリットルの範囲内のものに対する酒税額を 20 パーセント軽減する措置が創設されました。

(注) 複数のビール製造場を有する製造者については、前年の全製造場のビールの課税移出数量の合計が 1,300 キロリットル以下の場合に、全製造場のビールの課税移出数量の合計が 200 キロリットルに達するまで適用されます。

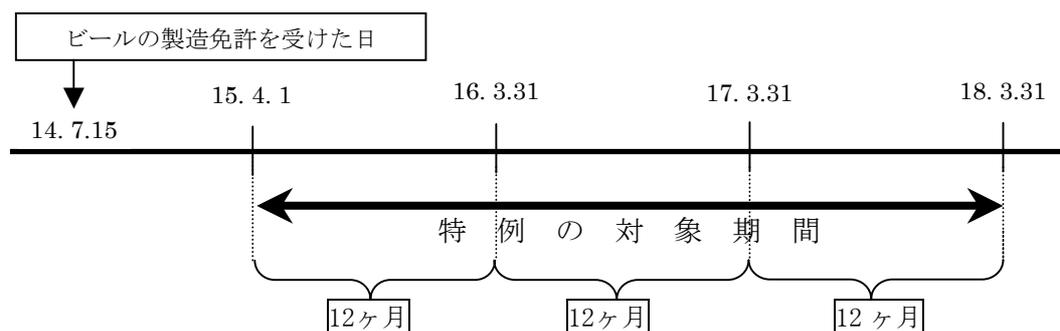
ロ 具体的な取扱い

(イ) 平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けている者

平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けている者の税率の特例の適用期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

〔適用例〕

○ 適用期間



(ロ) 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者

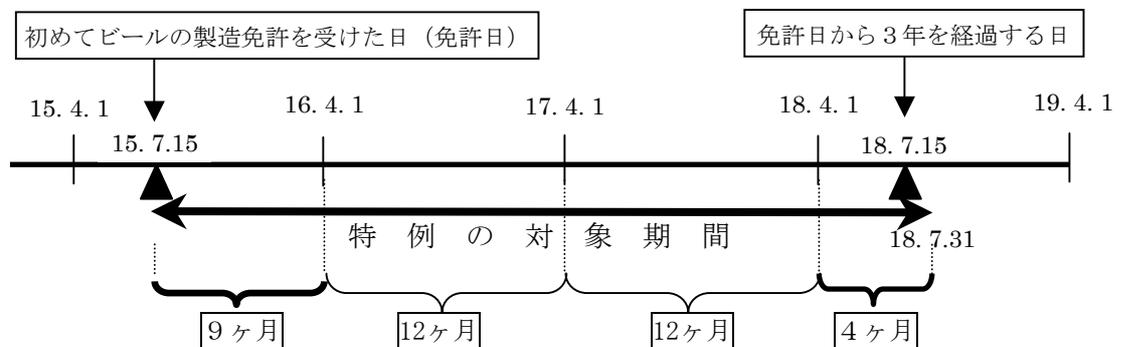
平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、初めてビールの製造免許(期限付免許、試験製造免許を含む。)を受けた者の税率の特例の適用期間は、免許を受けた日から 3 年間です。

(注) 1 初めてビールの免許を受けた者には、「1 酒類の種類・品目の定義の改正」のロの(イ)に記載されているビールの製造免許を受けたものとみなされる発泡酒製造者を含み、平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けていたことのある者(製造免許を取消された者を含む。)は含まれません。

2 平成 15 年 4 月 1 日以降に免許を受けた者の税率の特例の適用期間は、免許を受けた日から 3 年を経過する日の属する月の末日まで(37 ヶ月目まで)となります。

[適用例]

○ 適用期間



○ 適用数量

初年度及び最終年度の適用数量については、それぞれの年度の月数に応じて 200 キロリットルを 12 月で除した数量に当該年度の月数(1 月未満の場合は 1 月)を乗じた数量となります。

当該年度の月数	適用数量(kℓ)	当該年度の月数	適用数量(kℓ)
1 ヶ月	16.666666	7 ヶ月	116.666666
2 ヶ月	33.333333	8 ヶ月	133.333333
3 ヶ月	50	9 ヶ月	150
4 ヶ月	66.666666	10 ヶ月	166.666666
5 ヶ月	83.333333	11 ヶ月	183.333333
6 ヶ月	100	12 ヶ月	200

(ハ) 発泡酒の製造者に係る税率の特例の適用

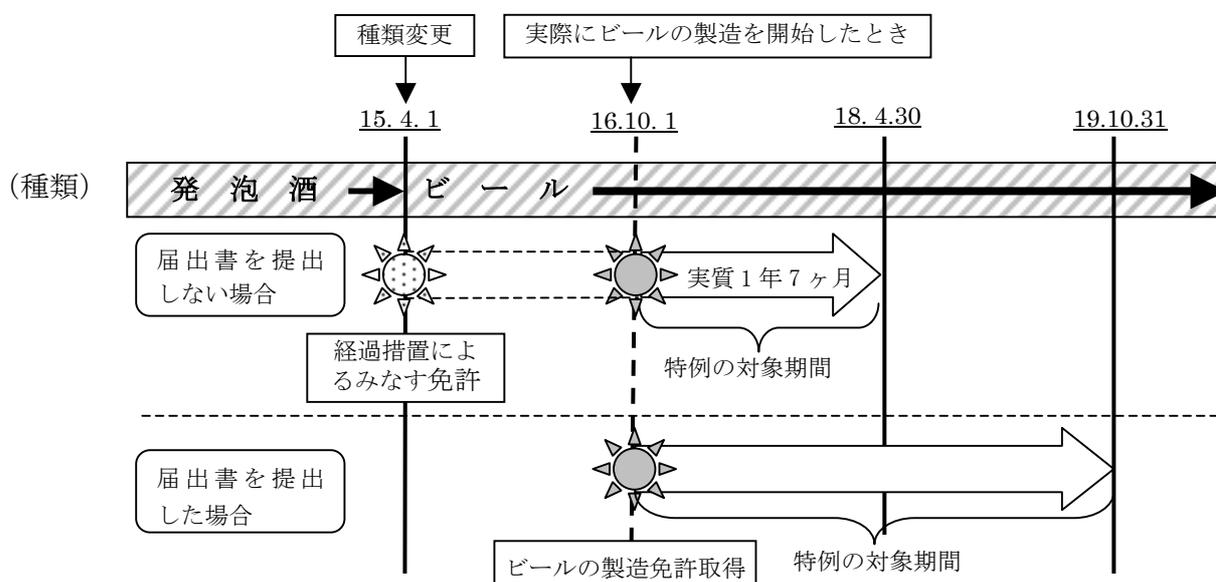
ビールに係る酒税の税率の特例は、今回の改正に伴う経過措置により、発泡酒の製造者が「ビール(麦を原料の一部としたもの)」の製造免許を受けたものとみなされた場合にも適用されます。このため、実際には改正後の法律によりビールとなるものを製造していない場合であっても、特例の適用期間は平成 15 年 4 月 1 日から進行することに

なります（適用期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間となります。）。

したがって、発泡酒の製造者であって、当面はビールを製造しないが、平成 18 年 3 月 31 日までの間に別途ビールの製造免許を取得して製造を開始する予定がある場合には、経過措置によるビールの製造免許を受けると、実際にビールの税率の特例の適用を受ける期間が短くなります。

このため、発泡酒の製造者が平成 15 年 6 月 2 日（月）までに製造場の所轄税務署長に「ビールの製造免許を受けない旨の届出書」（21 ページ）を提出した場合には、ビールの製造免許を受けたものとみなされないこととし、新たにビールの製造免許を取得したときから税率の特例の適用を 3 年間受けることができることとしています。

〔適用例〕



(3) 酒税の税率の特例に関する留意事項

イ (1)及び(2)の酒税の税率の特例が適用される数量の計算は、その年度の開始から順次 200 キロリットルに達するまでの純課税移出数量を積算して行います。

(注) 1 税率の特例は、純課税移出数量を移出した順に順次積算して適用するものです。

したがって、特定の月分だけ適用することや、同一種類（品目）のうち、税率の高いものだけについて適用することはできません。

2 「純課税移出数量」とは、対象酒類の種類・品目ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量をいいます。

ロ 2以上の製造場において税率の特例を適用する場合に、税率の特例の適用数量が 200 キロリットルに達する月については、酒類製造者が選択する 1 製造場で税率の特例を適用することができます。

なお、この選択をする場合には、200 キロリットルに達する月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに選択した製造場の所轄税務署長に「税率の特例適用に係る製造場の選択届出書」（23 ページ）を提出してください。